

# 令和7年度 学校いじめ防止対策基本方針

白子町立白子中学校

## 1 基本方針

### (1)いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※児童等学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（いじめ防止対策推進法、千葉県いじめ防止対策推進条例第2条1項）

#### 千葉県いじめ基本方針

千葉県いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめを意図として行つた行為ではなく、また、継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じた場合は、いじめとして認知して適切に対応すること。

### (2)基本理念

- ①いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ②いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめ対策推進法第3条）

### (3)内容

#### ①いじめ防止等の対策のための組織

（いじめ防止対策推進法第22条、千葉県いじめ防止対策推進条例第12条）

#### ②いじめに対する取り組み

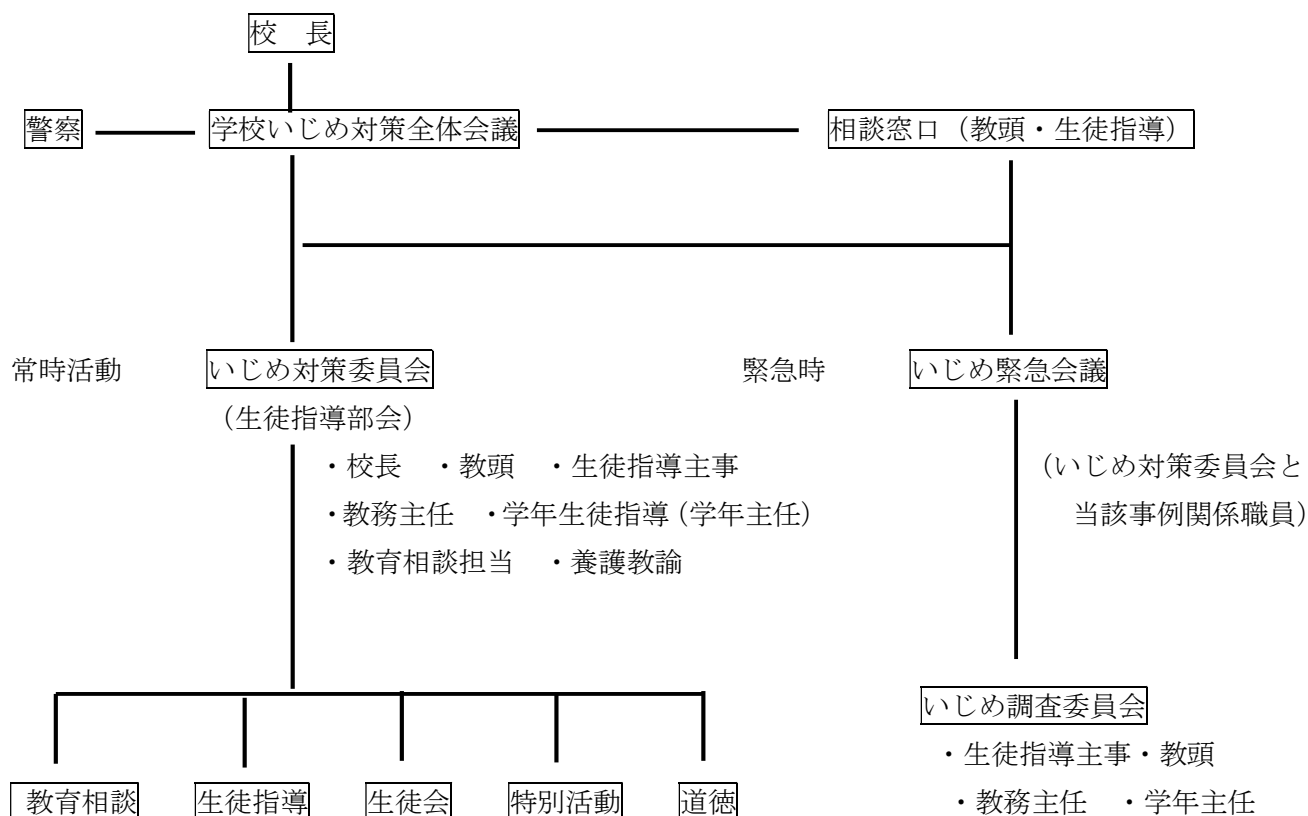
- ア いじめの防止のための取り組み
- イ 早期発見のための取り組み
- ウ いじめがあった場合の措置

### ③重大事態への対処

(いじめ防止対策基本法 第28条、千葉県いじめ防止対策推進条例第21条)

### ④教育委員会、関係機関との連携

## 2 学校いじめ対策組織



## 3 いじめに対する取り組み

### (1) いじめの防止のための取り組み

- ①生徒には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底する。また人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ②保護者や地域に対しては「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だより等で、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③教職員の言葉が生徒を傷つける、いじめを助長することのないように十分に配慮する。
- ④生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ⑤道徳教育の充実を図り、実践力を養う。
- ⑥いのちを大切にするキャンペーン等、生徒会活動の充実を図り、生徒が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑦いじめ対策委員会を毎週1回、適応指導・特別支援委員会を適宜実施し、以下の内容についての

話し合いをする。

- ・各学年の状況についての情報交換
- ・いじめ防止についての計画の確認
- ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

## (2) いじめの早期発見のための取組

### ア アンケート調査や面談等

- ①休み時間等も含めて生徒の活動中、教職員は生徒とともに活動することを基本とする。また生徒とのコミュニケーションを常日頃より密にとり、情報収集に努める。
- ②毎月末にいじめに関するアンケートを行う。（５月・１０月・２月を除く）
- ③年３回（５月・１０月・２月）、学校生活に関するアンケートを行う。
- ④担任や生徒が希望する教職員による教育相談（５月・１０月・２月）を行う。
- ⑤保護者面談（７月、１２月）の際には生徒の実態について慎重に情報交換を行う。

### イ 生徒のＳＯＳを発信できる力の育成と環境の整備

- ①ストレスマネジメントや自殺予防プログラム等を実施し、生徒が自分自身や友達の危機に気づき、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、生徒のＳＯＳを発信できる力の育成を図る。
- ②生活ノートの活用により、生徒がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
- ③相談箱を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。

### ウ その他

- ①学校における相談窓口は教頭または生徒指導主事とする。
- ②外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

|                |              |
|----------------|--------------|
| 子どもと親のサポートセンター | ０１２０－４１５－４４６ |
| 千葉いのちの電話       | ０４３－２２７－３９００ |
| 東上総教育事務所相談室    | ２３－４４６０      |
| 外房地区少年センター     | ２２－３７４１      |
| 茂原市青少年指導センター   | ２２－４４６６      |
| 白子町教育委員会教育課    | ３３－２１４４      |

## (3) いじめがあった場合の措置

### ア 基本的な考え方

- ①いじめ被害生徒のケアを最優先とするが、被害生徒と加害生徒が正常な学校生活を送ることができるように改善を図ること基本とする。
- ②いじめは被害生徒にも問題があるという考えに陥らないように十分に注意して指導を行う。
- ③いじめ被害者や保護者を第一に考えて被害者や情報提供者に影響が及ばないように指導を行う。
- ④いじめへの対応は基本的に「いじめ対策委員会」で行う。

⑤所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。

⑥いじめ被害者が安心して学校生活を送ることができるように別室授業等の措置も考慮する。

## イ いじめ対応の流れ

### いじめの発見・通報

- ・「いじめ防止対策委員会」による指導方針と役割分担の決定をする。

### 事実関係の確認

- ・いじめられた生徒から担任（または他の教職員）が、直接いじめの有無及び詳細について聞く。
- ・まわりの生徒から情報を得る。
- ・いじめた生徒から事実についての事情を聴取する。
- ・聴取したことから事情の照合を行い、事実を確定する。
- ・聴取の際には虚偽や憶測により事実が曲げられてしまうことがないように事実を明確にすることを心がけるとともに双方の人権に配慮する。
- ・事実については被害生徒・保護者について客観的に伝える。

### いじめた生徒の指導

- ・確認した事実を保護者に伝え、今後の指導方針を話す。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめは人として許されない行為であることを自覚させる。
- ・いじめを生んだ生徒の背景にも目を向け、加害生徒の人格の発達や自己実現に向けての目標を持たせる。
- ・場合によっては学校教育法第35条に示された出席停止の措置について教育委員会に相談する。

### いじめが起きた集団への対応

- ・はやしたてるなど同調していた生徒には、それらの行為がいじめに加担することであると理解させる。
- ・見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

### いじめられた生徒のケア

- ・被害生徒が通常の学校生活に戻ることができるように、いじめ対策委員会で方針と分担を決める。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーの対応、別室登校等の策を講じる。
- ・保護者との連携を密にする。

#### ネットいじめへの対応

- ・学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについての指導をする。
- ・青少年指導センターなどと連携をして、ネットパトロールの結果に注意を払う。
- ・名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合にはプロバイダーに削除を求めるように保護者に助言する。
- ・警察に相談をする。
- ・フィルタリング等、保護者への啓蒙活動を行う。
- ・職員研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。
- ・全校集会に講師（警察やeネットキャラバンなど）を招き、スマートフォンなどの節度ある利用方法について理解を深める。

## 4 重大事態が発生した場合

### （1）重大事態の基準（いじめ防止対策基本法 第28条）

#### ①いじめにより生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ・自殺を企図した場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### ②いじめにより生徒が30日以上欠席を余儀なくされた場合

#### ③生徒や保護者から同様の内容で訴えがあった場合

### （2）重大事態の報告（いじめ防止対策基本法 第30条）

- ・重大事態が発生した場合には速やかに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、学校いじめ防止委員会が、校長の指導や指揮の下、迅速かつ丁寧な調査を行う。

### （3）重大事態への対応

- ・重大事態の発生については特に詳細な記録を残す。

#### ①連絡体制

（発見者）→（担任）→（学年主任）→（生徒指導主事）→（教頭）→  
（校長）→（教育委員会）

#### ②いじめ対策組織の招集（いじめ防止対策基本法 第28条）

- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。事案に応じてスクールカウンセラーや警察等関係機関の参加も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査（いじめ防止対策基本法 第28条）

- ・調査にあたっては、いじめを受けた生徒及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の方法について十分に理解を得る。

ア いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

- 当該生徒及び関係職員、関係生徒から聞き取り、または質問紙調査を行う。
- 当該生徒の学校復帰が阻害されないように、当該生徒や情報を提供してくれた生徒の安全を最優先する。

イ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聞く。
- 関係職員、関係生徒から聞き取り、または質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた生徒及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については白子町教育委員会に報告を行う。

④いじめた生徒への指導

- ・いじめた生徒への指導については「3（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて警察との連携を図る。
- ・報道などによるプライバシーの侵害が起こることも考慮しながら、関係機関や保護者との連携を図る。
- ・いじめられた生徒との人間関係の再構築、他の生徒との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた生徒の学校生活の充実及び自己実現に向けて継続的に指導を行っていく。

⑤いじめられた生徒への指導

- ・いじめられた生徒への指導については「3（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・いじめられた生徒の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談、学校全体や登下校での見守り体制、保護者との連絡、関係機関との連携、当該生徒の支援体制をとる。
- ・まわりの生徒による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該生徒が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

## 5 年間計画

| 月  | 取 り 組 み                                                                                                                                              |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）<br><input type="radio"/> いじめに関するアンケート<br><input type="radio"/> 校内研修（基本方針の確認、いじめに関するアンケートについて）                 |
| 5  | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）<br><input type="radio"/> S C によるカウンセリング（全学年）<br><input type="radio"/> 教育相談                                    |
| 6  | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）<br><input type="radio"/> いじめに関するアンケート<br><input type="radio"/> S C によるカウンセリング（全学年）                            |
| 7  | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）<br><input type="radio"/> いじめに関するアンケート<br><input type="radio"/> 保護者面談<br><input type="radio"/> 校内研修（教育相談のまとめ等） |
| 8  | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）                                                                                                               |
| 9  | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）<br><input type="radio"/> いじめに関するアンケート                                                                         |
| 10 | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）<br><input type="radio"/> 教育相談                                                                                 |
| 11 | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）<br><input type="radio"/> いじめに関するアンケート                                                                         |
| 12 | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）<br><input type="radio"/> いじめに関するアンケート<br><input type="radio"/> 保護者面談<br><input type="radio"/> 校内研修（教育相談のまとめ等） |
| 1  | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）<br><input type="radio"/> いじめに関するアンケート                                                                         |
| 2  | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）<br><input type="radio"/> 教育相談                                                                                 |
| 3  | <input type="radio"/> いじめ対策委員会（生徒指導部会）<br><input type="radio"/> いじめに関するアンケート<br><input type="radio"/> 校内研修（教育相談のまとめ、今年度のまとめ等）                        |